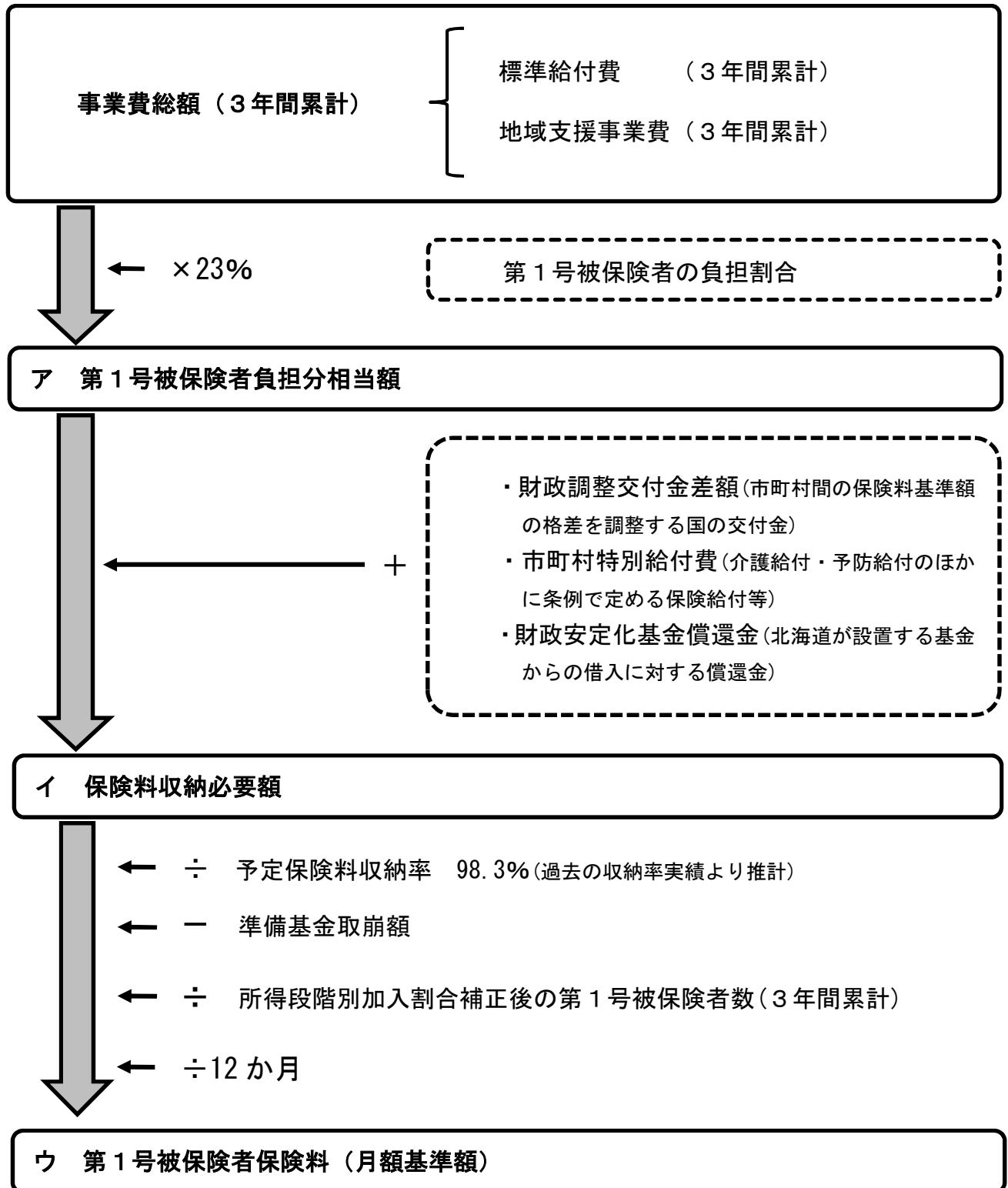


第6章 介護保険料の設定

1 被保険者介護保険料

(1) 第1号被保険者保険料基準月額算定手順



(2) 保険料所得段階設定の考え方

第7期では、低所得者に対する保険料軽減に配慮し、所得段階を12段階にあらため、それぞれの被保険者の方の負担能力に応じた所得段階を設定します。

①公費による保険料軽減

介護保険制度を持続可能なものとするため、低所得者も保険料を負担し続けることを可能にするという国の考え方に基づき、公費を投入して低所得者の保険料を軽減します。

②第7段階の対象額の変更

第7段階と第8段階を区分する国で定める基準所得金額が200万円になることから、第7段階の対象額を120万円以上200万円未満に変更します。

③第8段階の対象額の変更

第7段階の対象額の変更と、第8段階と第9段階を区分する国で定める基準所得金額が300万円になることから、第8段階の対象額を200万円以上300万円未満に変更します。

④第9段階の対象額の変更

第8段階の対象額の変更に伴い、第9段階の対象額を300万円以上350万円未満に変更します。

⑤第10段階の対象額の変更

第6期では、保険料所得段階第10段階の対象者は、市町村民税課税者で合計所得金額が350万円以上の方でしたが、負担能力に応じた保険料を負担していただくために、対象額350万円以上の段階を引き続き設定し、第10段階の対象額を350万円以上500万円未満に変更します。

⑥第11段階の設定

第11段階を設定します。第11段階の対象額は500万円以上600万円未満とします。

⑦第12段階の設定

第12段階を設定します。第12段階の対象額は600万円以上とします。

(3) 所得段階別の保険料の段階区分

第7期介護保険事業計画(平成30~32年度)保険料基準額 = 5,858円(月額)

図表6-1 第7期介護保険料の段階区分

所得段階	対象者	算定式	保険料(月額)
第1段階	生活保護、中国残留邦人等支援給付の受給者、又は、世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.50 (基準額 × 0.45)	35,100円 (31,600円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額 × 0.66	46,300円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方	基準額 × 0.75	52,700円
第4段階	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税者あり)で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90	63,200円
第5段階	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税者あり)で、第4段階に該当しない方	基準額 × 1.00	70,200円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	84,300円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が120万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.30	91,300円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が200万円以上300万円未満の方	基準額 × 1.50	105,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が300万円以上350万円未満の方	基準額 × 1.70	119,500円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が350万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.90	133,500円
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が500万円以上600万円未満の方	基準額 × 2.00	140,500円
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が600万円以上の方	基準額 × 2.10	147,600円

※「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から公的年金等の年金収入に係る所得(所得税法第35条第2項第1号に掲げる額)並びに租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた金額

※基準額は、月額70,296円。保険料は100円未満切捨

※算定式の()内は公費負担による軽減後の割合

図表6-2 第6期・第7期の所得段階設定の比較

第6期(平成27~29年度)

第7期(平成30~32年度)

所得段階	対象者		算定式		所得段階	対象者		算定式
第1段階	世帯全員市町村民税非課税	生活保護、中国残留邦人等支援給付の受給者、又は、本人が老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.50 (基準額×0.45)		第1段階	世帯全員市町村民税非課税	生活保護、中国残留邦人等支援給付の受給者、又は、本人が老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.50 (基準額×0.45)
第2段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			第2段階		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.66		第3段階		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.66
第4段階		第1段階、第2段階に該当しない方	基準額×0.75		第4段階		第1段階、第2段階に該当しない方	基準額×0.75
第5段階	市町村民税課税世帯	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90		第5段階	市町村民税課税世帯	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90
第6段階		第4段階に該当しない方	基準額×1.00		第6段階		第4段階に該当しない方	基準額×1.00
第7段階		120万円未満の方	基準額×1.20		第7段階		120万円未満の方	基準額×1.20
第8段階		120万円以上190万円未満の方	基準額×1.30	対象額変更	第8段階		120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30
第9段階		190万円以上290万円未満の方	基準額×1.50	対象額変更	第9段階		200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50
第10段階		290万円以上350万円未満の方	基準額×1.70	対象額変更	第10段階		300万円以上350万円未満の方	基準額×1.70
第11段階		本人の合計所得金額が350万円以上の方	基準額×1.90	細分化	第11段階		350万円以上500万円未満の方	基準額×1.90
					第12段階		500万円以上600万円未満の方	基準額×2.00
					第13段階		600万円以上の方	基準額×2.10

※算定式の()内は公費負担による軽減後の割合

第6章 介護保険料の設定

図表6-3 第7期介護保険料の所得段階区分と所得段階別第1号被保険者推計

		第6期段階													
		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階				
(基準額×) 2.10 2.00 1.90 1.70 1.50 1.30 1.20 1.00 0.90 0.75 0.66 0.50 0.45		← 本人非課税 →					← 本人課税 →								
												1.90	2.00	2.10	
							(基準額)	1.20	1.30	1.50	1.70				
							0.90	1.00	(変更)	(変更)	(変更)	(変更)	(変更)	(変更)	
							0.75								
							0.66								
		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階		
		8税生 0世保 万帯護 円以年 の受給 方等・ 方等・ 計課	1合非 2計課 08税 00万 円万帯 以下年 の超金 方え入 て入等	方階非 ―課税 ―第世 2帯で ―第1 段―以 外段 の	8者本 0有人 万―非 円年課 以金税 ―入世 の等帯 方合に 計課 税	の税お 方者り 帯で、 ―内 ―本 ―第 4が民 段市税 階民課 ―税税 ―以非 ―外課 ―が	万計本 円所人 未得が 満金市 の額民 方が税 年課 間税 1者 2で 0合	の万計本 方円所人 以得が 上金市 2額民 0が税 0年課 万間税 円1者 未2で 満0合	の万計本 方円所人 以得が 上金市 3額民 0が税 0年課 万間税 円2者 未0で 満0合	の万計本 方円所人 以得が 上金市 3額民 0が税 0年課 万間税 円3者 未0で 満0合	の万計本 方円所人 以得が 上金市 5額民 0が税 0年課 万間税 円3者 未5で 満0合	の万計本 方円所人 以得が 上金市 6額民 0が税 0年課 万間税 円5者 未0で 満0合	万計本 円所人 以得が 上金市 の額民 方が税 年課 間税 6者 0で 0合		
第1号被保険者推計	所得段階別	平成30年度	12,200人	4,165人	4,189人	6,297人	4,213人	6,086人	6,066人	2,709人	516人	647人	197人	538人	
		平成31年度	12,473人	4,258人	4,282人	6,437人	4,307人	6,222人	6,202人	2,769人	528人	662人	202人	550人	
		平成32年度	12,745人	4,351人	4,376人	6,578人	4,401人	6,358人	6,337人	2,830人	539人	676人	206人	562人	
		比率(市)		25.5%	8.7%	8.8%	13.2%	8.8%	12.7%	12.7%	5.7%	1.1%	1.3%	0.4%	1.1%
		比率(全国)		18.3%	7.9%	7.4%	13.9%	13.4%	13.3%	12.7%	6.2%	6.9%			

(4) 低所得者減免の設定

低所得者の負担軽減として行ってきた本市独自の減免は、第7期においても引き続き実施します。

図表6-4 低所得者減免の設定と対象基準

対象所得段階	第1段階以外の所得段階	
免除割合	3分の1(ただし、第1段階の保険料を下限とする)	
減免対象基準	収入要件	世帯の年間収入から当該年度の介護保険料を控除した額が、一人世帯140万円、二人世帯200万円、以降一人増えるごとに60万円を加算した額以下であること
	預貯金の保有	世帯の預貯金が、一人世帯140万円、二人世帯200万円、以降一人増えるごとに60万円を加算した額以下であること
	資産の保有	世帯の居住用以外の不動産を所有している場合は、固定資産税の評価額の合算額が100万円以下であること
	扶養条件	別世帯課税者に扶養(税、健康保険)されていないこと
	その他	介護保険料を滞納していないこと

※減免対象基準のすべてに該当した場合に保険料が減免になります。

(5) 第2号被保険者の保険料

40歳から65歳未満の第2号被保険者の介護保険料は、医療保険者が医療保険料と一括して徴収し、社会保険診療報酬支払基金から介護保険料の保険者である各市町村に介護給付費の27%が交付金として支払われます。

第2号被保険者が各医療保険者に支払う介護保険料は、加入している医療保険によって異なります。